

会議案第1号

選択的夫婦別姓制度についての議論を求める意見書提出の件

選択的夫婦別姓制度についての議論を求める意見書を、別紙のとおり提出する。

令和2年6月23日提出

芽室町議会議員 広瀬重雄
〃 常通直人
〃 寺町平一
〃 梶澤幸治
〃 橋本和仁

選択的夫婦別姓制度についての議論を求める意見書

現行の民法のもとでは、婚姻に際して、夫婦のいずれか一方が、姓を改めることとされている。

これに対し、希望すれば婚姻後も夫婦がそれぞれ婚姻前の姓を称することができる選択的夫婦別姓制度の導入を望む声があることも事実である。

平成30年2月に内閣府が公表した世論調査において、夫婦同姓も夫婦別姓も選べる「選択的夫婦別姓（姓）」を導入するための法改正に賛成・容認と答えた国民は66.9%で、反対の29.3%を大きく上回り、年代別に見ると、多くの人が初婚を迎える30歳から39歳における賛成・容認の割合は84.4%にのぼる。

一方で、夫婦の名字（姓）が違うと、子どもにとって好ましくない影響があると思う国民が62.6%で、子どもに影響はないと思うと答えた32.4%を、大きく上回っている状況にあるなど、さまざまな意見がある。

平成27年12月の最高裁判決においては、夫婦同氏制を定めた民法第750条の規定を「合憲」と判断しながらも、「選択肢が設けられていないことの不合理」については、裁判では見出すことは困難とされ、選択的夫婦別姓制度については、「国民的議論」や「民主主義的なプロセス」により検討されるべきであるとし、民法の見直しを「この種の制度の在り方は、国会で論ぜられ、判断すべき事柄にほかならないというべきである」と国会に委ねたが、今日に至るまで国会での議論が進んでいない状況にある。

選択的夫婦別姓制度は、家族のあり方に深くかかわる問題であり、国民の間にさまざまな意見があることを踏まえ、戸籍制度等の社会的な影響範囲も含め、早急に議論するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和2年6月23日

芽室町議会議長 早苗 豊

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 殿
総務大臣
法務大臣